

新基準発効に伴う届出およびロゴ使用 (プリンタ・ファクシミリ・複写機・スキャナ・複合機・デジタル印刷機)

本書は、新基準の発効日およびその前後期間における、届出およびロゴ使用の明確化を図るため、可能性のある全事例について検証し、今後の基本ガイドラインとすることを目的としています。

- 3月31日／4月1日を境に、以下4ケースが考えられます (図1)。
 - ケース1：4月1日以降も製造・出荷・販売が継続するモデル (発売開始は4月1日以降であるが、製造がそれより前に開始され、4月以降も継続するモデルを含む)
 - ケース2：3月31日までに製造は終了するが、出荷・販売が4月1日以降も継続されるモデル
 - ケース3：4月1日以降に製造が開始されるモデル
 - ケース4：3月31日までに製造・出荷・販売が終了するモデル
- 各ケースを新旧基準への「適合する」／「適合しない」により区分し、それぞれの場合における届出およびロゴ使用について記載します。(ただし、上記**ケース3**および**ケース4**については、今回の基準切り替えに無関係であるため除外。) ※ 以下の表において、旧＝現行基準、新＝新基準、○＝適合する、×＝適合しない)

表1 ケース1：4月1日以降も製造・出荷・販売が継続するモデル (発売開始は4月1日以降であるが、製造がそれより前に開始され、4月以降も継続するモデルを含む)

	旧	新	届出	4月1日以降のロゴの使用
パターン1	○	○	新届出書にて届出し、適合を継続	可
パターン2	×	○	新届出書にて届出	可
パターン3	○	×	旧届出書による届出のみ (旧届出書は3月31日まで受付け)	4月1日以降に製造する製品およびカタログについては、ロゴの使用は不可。 カタログ等については、原則、4月1日までに刷りなおしや旧基準のみの適合である旨の紙を差し込むなどの対応をすること。
パターン4	×	×	不可	不可

表2 ケース2：3月31日までに製造は終了するが、出荷・販売が4月1日以降も継続されるモデル

	旧	新	届出	4月1日以降のロゴの使用
パターン1	○	○	旧届出書による届出のみ (旧届出書は3月31日まで受付け) 新基準による届出は不可 (新基準届出希望の場合はECCJに問合せのこと)	対応の必要なし
パターン2	×	○	新基準による届出は不可 (新基準届出希望の場合はECCJに問合せのこと)	不可
パターン3	○	×	旧届出書による届出のみ (旧届出書は3月31日まで受付け)	対応の必要なし
パターン4	×	×	不可	不可

いずれの場合についても、消費者の誤解がないよう流通サイドに情報の周知を行うなど、消費者が誤解しないよう対応すること。

図1 新基準発効（プリンタ・ファクシミリ・複写機・スキャナ・複合機・デジタル印刷機）に伴う届出およびロゴ使用の模式図

